

# <いわぎん>401k 定期・1年

(正式名称:<いわぎん>確定拠出年金専用定期預金・1年)

## 商品概要

【元本確保型商品】

1

岩手銀行の確定拠出年金専用定期預金です。

市場金利に応じて、岩手銀行が独自に設定した金利を適用します。

2

預入れ期間は1年です。

満期日前に解約することもできますが、その場合は期限前解約利率が適用されます。

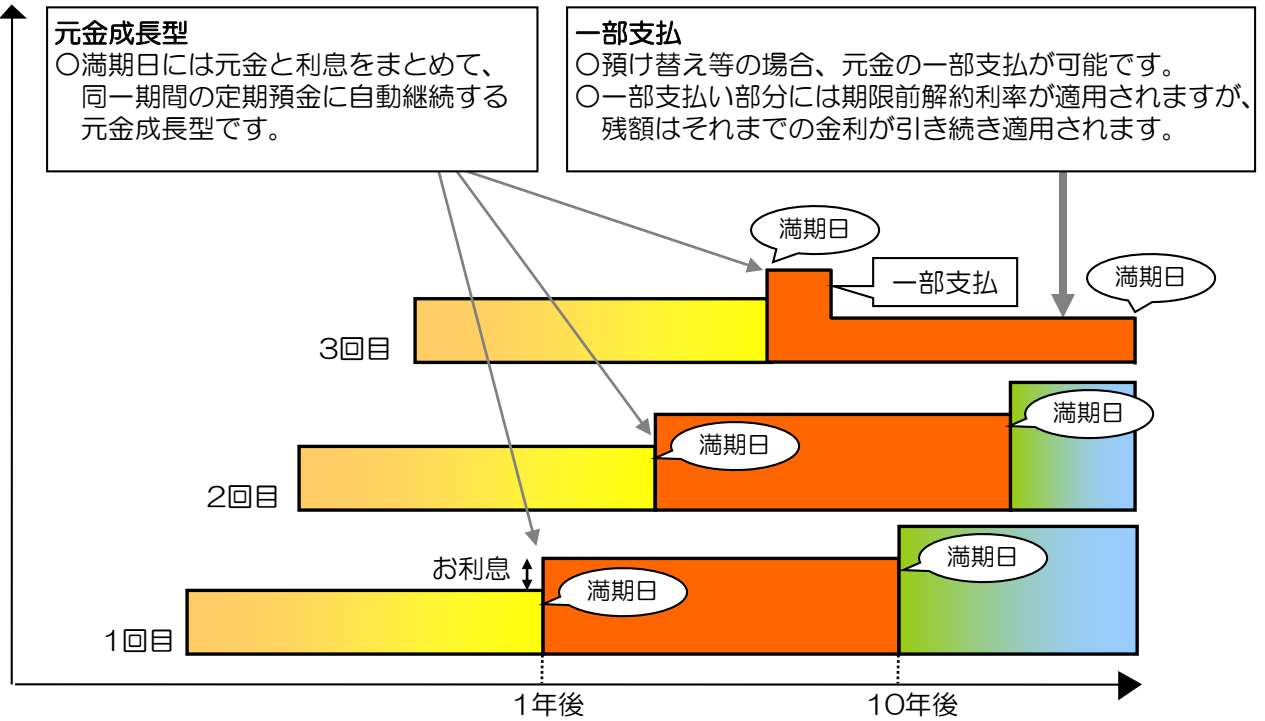
3

お預入れ時の金利は1年間変わりません

満期まで金利が一定の固定金利商品です。ただし満期日前に解約すると実際のお預入れ期間の長さに対応して、次の期限前解約利率（小数点第4位以下切捨）が適用されます。

|              |                |
|--------------|----------------|
| A) 6ヵ月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| B) 6ヵ月以上1年未満 | 約定利率の50%       |

## 〔仕組み〕



# ＜いわぎん＞401K定期・1年

(正式名称：＜いわぎん＞確定拠出年金専用定期預金・1年)

【元本確保型商品】

## 1. 預金の種類

自動継続定期預金です。

## 2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者及び運用指図者。

(ただし、預金名義は、確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります)

## 3. 預入期間

1年(満期日は預入日の1年後の応答日です)

## 4. お申込み単位

1円以上1円単位

## 5. 適用金利

預入時の約定利率を満期日まで適用します(固定金利)。

## 6. 約定利率の決定方法

約定利率は毎週見直し、金融情勢等に応じて新利率を適用します。

## 7. 利息の支払方法

満期日または中途解約時に一括して付利します。満期日には、利息を元金に組入れて同一期間の確定拠出年金定期預金に自動継続します。中間利払いはありません。

## 8. 利息の計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日数計算をもとに6ヵ月複利の方法で利息を計算します。

## 9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度では利息については非課税となります。

## 10. 手数料

ありません。

## 11. 満期時の取扱い

満期日に利息を元金に組入れて前回と同一期間の定期預金に自動継続します。

## 12. 中途解約の取扱い

満期日前に解約する場合は、実際のお預入れ期間の長さに応じて、次の期限前解約利率(小数点第4位以下切捨)を適用し、元金と利息をお支払いします。

(元本は保証されています)

- A) 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率  
B) 6ヵ月以上1年未満 約定利率の50%

・解約時には、複数の定期預金(明細)を保有している場合、個別の定期預金(明細)を指定して解約することが可能です。  
・特に指定のない場合は、解約元金が払戻請求する金額に達するまで預入日(継続日)から解約日までの日数が少ないものから順次解約します。

## 13. 一部解約の取扱い

この預金については元金の一部を解約することができません。

- ①一部解約の場合、一部解約部分の利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数に応じた期限前解約利率によって計算します。  
②一部解約後の残金の利息は、預入日から満期日までの日数および預入時の約定利率によって計算し、かつ自動継続の取扱いとなります。

## 14. 持分の計算方法

加入者毎の持分の計算は元金(預金残高)によるものとします。なお、加入者の個人別持分は記録関連運営管理機関により計算・管理されております。

## 15. セーフティネットの有無

当該預金は預金保険制度の対象となります。

## 16. 損失の可能性

商品提供金融機関(岩手銀行)の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金および利息については保護されないおそれがあります。

※ご注意

・当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。